

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）

平成28年度「基地対策に関する要望書」で求めた  
重点要望に対する各府省からの説明（回答）

<外務省>

○ 「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

在日米軍の再編を進めることは、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減するとの観点から重要である。また、施設・区域の返還については、日米地位協定第2条に基づき検討することとされており、これまでも、政府は、個々の施設・区域について、地方公共団体からの返還や使用の在り方等に関する要望等を勸案しつつ、随時、米側と協議してきた。

政府としては、今後とも、日米安保体制の目的達成という観点を踏まえつつ、個々の施設・区域の実情を踏まえ、適切に対応していくという考えである。

○ 「2 日米地位協定の改定 基地使用の可視化」

米軍の施設・区域の使用に関しては、米軍の運用や保安上の理由から明らかにされない部分があることは事実であるが、米軍や米軍人などが我が国に駐留し活動するに当たっては、日米地位協定に明確に規定されているとおり、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならないことは言うまでもない。

また、日米間の合意事項、例えば、日米合同委員会における合意事項の多くは、施設・区域の提供、返還等に関するものであり、従来から米側との協議の上で、その全文又は概要を可能な限り公表するよう努めてきている。今後とも、政府として、可能な限り周辺住民の方々に関連する情報を提供していくよう努めてまいりたい。

「日米地位協定の改定 環境条項の新設」

環境保全の問題は、米軍の施設・区域の周辺住民の方々の健康等に関わる重要な事柄であり、日米地位協定上、米軍による当該施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないとされている。

現行の日米地位協定には環境に関する規定がないことから、平成25年12月、日米地位協定を環境面で補足する新たな政府間協定を作成するための日米協議を立ち上げ、米側と交渉を行ってきた。

その結果、昨年9月28日、日米地位協定の環境補足協定の署名が行われ、同協定は発効した。日米地位協定が締結されてから初めての補足協定であり、従来の運用改善とは異なる歴史的な意義を有する。

政府としては、環境補足協定の着実かつ円滑な実施を通じて、米軍施設・区域内外での環境対策が一層強化されるよう努めていきたい。

## 「 2 日米地位協定の改定 騒音軽減及び飛行運用に係る条項の新設」

航空機の騒音は、周辺住民の方々にとり深刻な問題であると認識しており、外務省としては、22時から6時の間の時間帯の飛行活動は運用上の必要に応じ、緊要と認められる場合を除き禁止されるといった日米合同委員会合意による騒音規制措置の遵守を米側に求めてきている。

今後とも、米軍がその活動に際し、日米合同委員会合意の遵守などにより、地元を与える影響が最小限となるよう働きかけてまいりたい。

## 「 2 日米地位協定の改定 国内法適用の拡充」

一般国際法上、米軍や米軍人などは、我が国で活動するに当たって、日本の法令を尊重しなければならず、日米地位協定にもこれを踏まえた規定が第16条に置かれている。

日米地位協定については、様々な意見があることは承知しているが、政府としては日米地位協定について、これまで手当てすべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取り組みを通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきている。

保健衛生の分野について言えば、人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意等に従った検疫措置が実施されている他、平成25年1月には、在日米軍と我が国の衛生当局間における情報交換に関して合同委員会合意を作成し、エボラ出血熱や新型インフルエンザを含む感染症に関して日米間で緊密な情報共有等の対応を行っている。引き続き、このような取り組みを積み上げることにより、日米地位協定のあるべき姿を不断に追求していく。

## 「 2 日米地位協定の改定 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

もとより、米軍人等による事件・事故はあってはならない。それぞれに被害者や御家族がおられ、その御心痛をお察しするに、一件一件が大変深刻な問題であると認識している。

米軍人等による事件・事故が発生した場合には、日米合同委員会合意に基づき、日米間で迅速に通報を行ってきており、政府として、こうした枠組等を通じて情報を把握し、関連する地方公共団体に対し情報提供を行うとともに、米側に対して再発防止等をしっかりと申し入れてきており、引き続き対応していきたい。

## 「2 日米地位協定の改定 地元意見の聴取に係る仕組みの新設」

日米安保体制の運用については、我が国の外交・防衛政策に責任を有する日本政府が米国政府と協議することを基本とすべきものであるが、その一方で、米軍の安定的な駐留のためには地元の御理解と御協力が不可欠であり、政府として、地元の御意向を踏まえて、米側とやりとりをするのは当然のことと考えている。他方、政府と地元との調整の在り方については、関係省庁と相談しつつ、地元の御要望に対し可能な限り沿えるよう努力していきたい。

また、渉外知事会からの御要望を受け、平成20年12月に、渉外知事会、在京米国大使館、在日米軍司令部及び防衛省の協力の下、第1回の「連絡会議」が開催された。第2回の「連絡会議」の開催について、累次にわたり、渉外知事会から御要望をいただいているところであり、どのような形での協議が必要であるかを含めて、今後、米側とも相談してまいりたい。

## ○ 「3 国による財政的措置等の新設・拡充」

米軍施設・区域の所在に伴い、周辺住民の方々に御負担をおかけしていることは十分に認識しており、地元の過重な負担の軽減を図ることは、日米安保体制を安定的な基盤の上に置くことから重要であると考えている。

一方、御要望の内容は、外務省で所掌するものではなく、外務省として直接何かできるというものではないことについて、御理解をいただければ幸いである。いずれにせよ、米軍施設・区域の所在に伴い、周辺住民の方々に御負担をおかけしていることに鑑み、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するとの観点から、必要に応じて、関係省庁とも相談しつつ、適切に対処してまいりたい。

## < 防衛省 >

### 「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

米軍施設・区域の設置や航空機の離発着により、地元の皆様方の生活環境や地域の振興に影響を与えていることについては十分に認識している。

防衛省としては、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要であるとの考えの下、米軍施設・区域の整理・統合・縮小に努力しているところである。

昨年返還された沖縄県内の西普天間住宅地区や神奈川県内の上瀬谷通信施設に続いて、本年においても地元の皆様のご要望を踏まえて、神奈川県内のキャンプ座間の一部や、沖縄県内のキャンプハンセンの一部について返還を実現している。

今後とも、沖縄県内における北部訓練場や嘉手納以南の米軍施設・区域や神奈川県内の根岸住宅地区をはじめとした返還事案を着実に進めて行くとともに、地元の御要望や米軍の運用上の必要性を踏まえながら、引き続き地元の負担軽減に取り組んでいく所存である。

## 「 2 地位協定の改定 基地使用の可視化 」

基地使用の可視化の御要望については、施設・区域の提供等については、日米合同委員会合意及び閣議決定を経て、その使用目的等を官報等においてできる限り詳細かつ速やかに公表しているところである。今後とも施設・区域の提供等に関する内容の公表については、適切に行ってまいりたい。

また、地方公共団体等の皆様が施設・区域に立ち入りをする際には、合同委員会合意に基づき、適切に措置している。今後とも、外務省及び在日米軍と緊密に連携を図りながら、適切に対応してまいりたい。

## 「 2 地位協定の改定 環境条項の新設 」

在日米軍施設・区域における活動と環境保全の両立については、周辺住民の方々に関わる重要な問題であると認識している。

昨年9月、日米地位協定の環境補足協定の署名が行われ、同協定は発効している。環境補足協定は、環境基準や立入について法的拘束力を有する協定という形式で規定を設けている。環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合については、米側に対し、速やかに情報提供を行い地元の現地視察の要請に妥当な考慮を払うよう求めてまいりたい。また、返還前の立入の場合は、通常返還日の150日労働日前、つまり7か月強程度であるが、その段階から立入ることができる。さらに、加えて、日米間で合意すれば、150日労働日より前から立入ることも可能となっている。

防衛省としては、環境補足協定の実施を通じて、米軍施設・区域内外での環境対策が一層強化されるよう努めてまいる所存である。

## 「 2 地位協定の改定 騒音軽減及び飛行運用に係る条項の新設 」

在日米軍の行う飛行訓練は、部隊の練度の維持及び向上のために必要なものであり、日米安保条約の目的達成に資する重要なものであるが、他方で、安全性に最大限の考慮を払うとともに、地元住民の方々に与える影響を最小限にする必要があるものと認識している。

このような認識の下、米軍機の訓練による地元住民の方々への影響を最小限にするための具体的措置が日米合同委員会において合意されており、この合意は飛行場周辺の住民の方々のご負担をできる限り軽減するという課題と、日米安保条約の目的を達成するために米軍の運用上必要な活動を確保するという課題との間で、運用上許される限りの制約を課したものであることをご理解いただきたい。

防衛省としては、米軍に対し、当該合意を遵守し可能な限り地元住民の方々への影響を最小限となるよう累次の機会に申し入れを行ってまいる所存である。

「 2 地位協定の改定 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

米軍人等による事件・事故については、本来、あってはならない。防衛省としては、平素より米軍に対し米軍人等の教育や綱紀肅正の徹底を図るよう働きかけている。

万が一、米軍人等による事件・事故が発生した場合には、速やかに関係自治体等へ通報するとともに、米軍に対し再発防止及び安全管理の徹底等を申し入れてまいりたい。また、公務外の事件・事故により被害が生じた場合においても、当事者間の示談が困難なときは、日米地位協定18条6項の規定により、米国政府が慰謝料の確保を決定し、被害者の受託を得たうえで支払いをおこなっている。

米軍人等の事件・事故の防止については、米軍の努力が重要である。防衛省としては、米軍に対し米軍人等による事件・事故の防止のため実効性のある対策を講じるよう一層の努力を求めてまいりたい。

「 2 地位協定の改定 地元意見の聴取に係る仕組みの新設」

日米地位協定の改定そのものについては、外務省を中心として対応すべきものと考えているが、防衛省としても、日米安全保障条約の目的を達成しつつ、米軍施設・区域のよりよい在り方について、地元の皆様の貴重なご意見を賜りながら、基地に起因する様々な問題の解決に取り組んでまいりたい。

地元意見の聴取に係る仕組みの新設のご要望については、今後、外務省ともよく相談して、適切に対応してまいりたい。

「 3 国による財政的措置等の新設・拡充 基地交付金等の増額等」

基地交付金及び調整交付金の交付に係る事務については、総務省が所管していることであり、御要望については、総務省に伝えたいと考えている。防衛省としては、国の財政状況は厳しいが、地元の要望を踏まえて、基地周辺対策経費の所要額の確保に向けて、引き続き努力してまいりたい。

「 3 国による財政的措置等の新設・拡充 地域振興策の新設・拡充」

地域振興策の新設・拡充に係るご要望については、関係機関と連携しつつ防衛省として行うことについて、最大限努力してまいりたい。

「 3 国による財政的措置等の新設・拡充 基地跡地の返還に係る支援」

返還後の米軍施設・区域の国有地部分については、財務省において管理を行うこととなっているが、防衛省としては、地元自治体の跡地利用構想を踏まえて、財務省に対して地元自治体のご要望をお伝えするなど、できる限りの努力を行ってまいりたい。

「3 国による財政的措置等の新設・拡充 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化」

駐留軍等労働者の雇用の安定が確保されることについては、雇用主としての政府の立場として、当然のことである。また、米軍の任務を円滑に行う面からも重要なことであると認識している。今後とも在日米軍と緊密に連携して、万全を期してまいりたい。

本年度からのHNSに関する特別協定の協議においては、日本側が労務費を負担するIHA労働者の上限数について雇用の安定が確保されることを前提として、515人の削減となったものである。雇用の安定が確保されることは確認している。

駐留軍等労働者の離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき、関係省庁と協力しながら、各種援護措置を実施している。今後とも、離職者の生活の安定の確保に最大限努力する所存である。

米軍再編に伴う駐留軍等労働者の雇用の影響については、現時点において確たることを申し上げるのは困難な状況ではあるが、防衛省としては、米軍再編に伴う駐留軍等労働者の雇用の安定確保について万全を期してまいりたい。

< 環境省 >

「2 日米地位協定の改定 環境条項の新設」

日米地位協定においては、環境に関する条項が具体的に定められていないが、昨年9月に日米地位協定の環境補足協定が署名された。この協定では、在日米軍による環境管理基準（JEGS）の発出、維持や環境事故が発生した場合の日本側当局による米軍基地への立入などについて定められている。

関係自治体の皆様におかれては、日頃から米軍基地の周辺地域の環境保全のためにさまざまな御尽力をいただいていることと承知している。また、この協定に基づく措置が適切に実施されることで、米軍基地の周辺地域においてさらなる環境の保全が図られるものと考えている。については、まずは、この協定に基づく措置が適切に実施されることが重要であると考えている。

環境省としても、必要に応じて関係機関と協力し適切に対処してまいりたいと考えている。

「日米地位協定の改定 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

在日米軍において事件・事故が発生した際の通報手続は、平成9年の日米合同委員会合意で定められている。また、昨年署名された環境補足協定においても環境事故が発生した場合の基地への立入について規定されている。これらの取り決めにおいて、地方公共団体との連絡調整については、防衛省の地方防衛局を中心に行われるものと承知しているが、在日米軍基地において環境事故が発生した際に

は、環境省としても関係機関と協力し適切に対応してまいりたいと考えている。

<内閣府>

「2 日米地位協定の改定 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

原子力艦の原子力災害が発生した場合は、防災基本計画及び「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ。以下「マニュアル」という）」に基づき、対応することが定められているところ。

なお、同マニュアルについては、原子力発電所の規制の見直し（新たな指針の策定）を踏まえて検証するため、昨年11月から作業委員会で検証を行い、本年3月に見解を取りまとめ、内閣府防災担当においてマニュアルの具体的な改訂作業を進め、7月15日中央防災会議主事会議申し合わせでマニュアル改訂について決定したものの。

今後は、自治体の地域防災計画の改訂に対し、内閣府として協力を行っていくとともに、マニュアルの実効性確保のため、必要な防災訓練の実施などについて、自治体と連携しながら取り組んでいきたい。

<総務省>

「3 国による財政的措置等の新設・拡充 基地交付金等の増額等」

基地交付金及び調整交付金（以下「基地交付金等」という。）については、基地交付金等の対象資産価格等に対する予算額が少ない状況を考慮し、平成元年度から3年おきに、10億円の増額を図っているところである。

平成28年度の概算要求については、極めて厳しい財政状況の中ではあるが、基地所在市町村の置かれている実情等をかんがみ、対前年度比10億円増の355億4千万円を要求しているところである。

総務省としては、要求額の満額確保に向けて、引き続き、努力していきたいと考えている。

<厚生労働省>

「3 国による財政的措置等の新設・拡充 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化」

駐留軍関係離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき関係省庁が諸施策を講じているところであるが、厚生労働省としては、当該離職者に対して就職促進手当等の職業転換給付金を支給しながら、積極的な職業指導、職業紹介及び職業訓練を実施するとともに、これらの者を雇用する事業主に対し

て特定求職者雇用開発助成金を支給するなどの援護措置を講じ、再就職の促進を図っている。

また、離職者の再就職に関する希望の早期把握、必要に応じたセミナー、キャリアコンサルティングの実施といったよりきめ細かい職業相談・職業紹介、職業訓練等の充実強化、などの施策も積極的に講じている。

#### < 国土交通省 >

「 2 日米地位協定の改定 騒音軽減及び飛行運用に係る条項の新設」

米軍機の飛行等による騒音への対策や安全運航については、外務省や防衛省から米側に対し、安全運航の確保や地元住民への配慮について申入れが行われているものと承知しているところです。

#### < 原子力規制庁 >

「 2 日米地位協定の改定 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

原子力艦寄港地では、関係自治体等の協力を得てモニタリングポスト等による放射能調査を引き続き実施している他、平時からモニタリングポストによる24時間体制での放射線監視を行っている。

なお、異常事態発生時には、直ちに関係自治体等に連絡する体制が構築されている。